

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年6月までの期間及び58年7月から60年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年11月から52年11月まで
② 昭和57年4月から同年6月まで
③ 昭和58年7月から60年4月まで

私は、20歳のころに国民年金に加入し、その際発行された国民年金手帳を保管している。この年金番号は取消しになっているとのことだが、厚生年金保険の記録もなく、申立期間①が未加入とされていることに納得できない。

また、結婚後、国民年金に加入して以降は未納が無いように保険料を納付したので、申立期間②及び③が未納及び未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は3か月と短期間である上、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであることから、申立期間②についても保険料を納付したと考えるのが自然である。

また、申立期間③について、申立人は、「国民年金被保険者の資格喪失に係る手続をした記憶は無い。申立期間当時、生活状況に特段変化は無く、申立期間のみ国民年金から脱退する理由も無かった。」と主張しているところ、申立期間③前後を通じて、申立人や申立人の夫に職業変更や住所変更は無く、生活状況及び経済状況に大きな変化は認められない上、申立人は申立期間以後である昭和60年5月以降の国民年金に再度任意加入し、保険料を納付済みであることを踏まえると、あえて申立期間について、国民年金の任意加入の資格喪失をする合理的な理由は見当たらず、申立人の主張は基本的に信用できる。

一方、申立期間①については、申立期間①当初の昭和46年2月にA市にお

いて申立人に 20 歳の職権適用で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるところ、当該手帳記号番号は「誤適用」を理由に取り消されており、同番号でのオンライン記録は無い。

また、申立人は昭和 46 年 2 月 15 日発行の当該記号番号の国民年金手帳を保管しているものの、当該手帳の昭和 45 年度及び 46 年度の検認欄に検認印は確認できない。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 58 年 7 月から 60 年 4 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち平成5年11月から7年9月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を5年11月及び同年12月を20万円、6年1月から同年10月までを19万円、同年11月から7年9月までを17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成5年11月から7年9月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から8年7月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支払われていた給与額に見合う標準報酬月額と異なっていた。申立期間当時の給与明細書を保管しており、保険料控除額も確認することができるので、調査の上、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成5年11月から7年9月までの期間について

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成5年11月から7年9月までの期間については、申立人が所持する給与明細書における報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報

酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、申立人のこの間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額のいずれか低い方を認定し、5年11月及び同年12月は20万円、6年1月から同年10月までは19万円、同年11月から7年9月までは17万円の標準報酬月額とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、適用事業所名簿において、A社は平成10年11月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在も不明であるものの、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、申立期間のうち長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、平成5年10月、7年10月及び同年11月の期間について当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書における報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことが認められ、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

3 申立期間のうち、平成7年12月から8年6月までの期間について

当該期間の標準報酬月額について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給料明細書等の資料が無い上、事業主の所在も不明であるため、当該期間における厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係るオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 598

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月20日から同年5月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、申立期間について被保険者記録が無いとの回答を得たが、昭和49年4月20日付けでA社B支店から同社本社への異動辞令を受け、その後も継続して勤務した。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった社員名簿、申立人が所持する昭和49年4月20日付け発令の異動に係る辞令及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和49年4月20日にA社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する昭和49年4月20日付け発令の賃金に係る辞令の記録及びA社本社が保管する申立人の同年5月の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管しているA社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書において、申立人の厚生

年金保険被保険者資格の取得日が昭和 49 年 5 月 1 日として提出されていることが確認できることから、同社が同日を厚生年金保険被保険者資格の取得日として誤って届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 4 月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分国民年金 事案 704 (事案 424 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年1月までの期間及び47年9月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から44年1月まで
② 昭和47年9月から55年3月まで

昭和50年ごろ、A市から国民年金保険料の未納分を納めるように電話があり、私が申立期間の国民年金保険料として約50万円から60万円という大きな金額を分割して納付したと思う。前回の申立てと同様に、申立期間の国民年金保険料が納付と記録されていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記番号前後の被保険者記録から、申立人は昭和55年2月ごろに国民年金に加入し、その時点で47年8月1日にさかのぼって資格取得がなされており、申立人が主張する50年当時は国民年金の未加入期間であることから、当該期間については国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続、納付状況等についての記憶は曖昧であるほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料について納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年2月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回、申立人は、「昭和50年ごろ、A市から国民年金保険料の未納分を納めるように電話があり、私が申立期間の国民年金保険料として約50万円から60万円という大きな金額を分割して納付したと思う。」旨主張している。しかしながら、昭和50年時点において、申立人に上記以外の別の国民年

金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、仮に、申立期間①及び申立期間②のうち昭和47年9月から50年時点までの国民年金保険料を過年度納付又は特例納付したとしても、当該納付できる国民年金保険料額は、申立人が主張する保険料納付額とは大きく乖離^{かいり}する。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 706

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年3月まで

私は、昭和41年春ごろ、自宅に来たA市の職員に国民年金の加入を勧められたので、B県C市役所に勤めていた父親に相談して、国民年金に加入した。

加入時に、過去の保険料を一括して納付し、それ以降は地区の集金で納付していたので、申立期間が未加入や未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和41年春ごろに国民年金の加入を勧められたので加入した。」旨を主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者記録から、昭和46年11月ごろに払い出され、その時点で43年4月にさかのぼって資格取得がなされていることが推認できる上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間当時は国民年金の未加入期間であり、申立期間に係る保険料の納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和46年11月ごろは、第1回特例納付実施期間内であることから、申立期間のうち、強制加入被保険者期間として把握されている43年4月から46年3月までの国民年金保険料は、特例納付及び過年度納付することが可能であるものの、申立人は、「昭和41年に国民年金に加入した。46年ではない。」と強く主張している上、仮に41年に国民年金に加入した場合であっても、申立人は国民年金の任意加入対象者となることから、制度上、過去の国民年金保険料を一括して納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立期間は、120月と長期間である上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 707

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年10月から平成元年3月までの期間、3年7月から4年3月までの期間、5年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年10月から平成元年3月まで
② 平成3年7月から4年3月まで
③ 平成5年2月及び同年3月

私は、国民年金保険料を地区の納税組合の班長を通じて毎月の集金で納めていた。また、直接、金融機関で国民年金保険料を納めたときもあった。国民年金保険料を納めなかった期間もあったが、申立期間については納付したと思う。申立期間の国民年金保険料が、納付と記録されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外にも未納期間が散見される上、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法や保険料額についての記憶が曖昧であるなど、申立期間に係る保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者記録から、昭和62年4月ごろに55年9月1日を資格取得日として払い出されていることが推認できるところ、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、このほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 708

第1 委員会の結論

申立人の平成11年6月から15年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年6月から15年7月まで

私は、平成11年6月ごろ国民年金の高齢任意加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、A県B市役所の職員が自宅まで届けてくれた納付書により、自宅近くの郵便局から3回に分けて納付したと思う。

私が所持する手帳(日記)にも、国民年金に関する記載があるので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は50か月と長期間である上、申立期間当時、申立人に別の基礎年金番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間に係る保険料の納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、A県B市役所の職員が自宅まで納付書を届けてくれた。その納付書で3回ぐらいに分けて郵便局から納付した。」旨主張しているところ、同市によると、「国民年金保険料の納付書は郵送しており、被保険者に職員が直接届けることは無い。また、50か月分の納付書を一度に発行し、納付することはできない。」と回答しており、申立人の主張する納付書発行及び保険料納付方法等には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人は、自身が所持する手帳の写しを提出し、「申立期間の国民年金の加入及び国民年金保険料を納付していたことを示す記載がある。」旨主張しているところ、申立人が社会保険事務所(当時)及び市役所へ年金相談に行き、説明を受けていたことはうかがえるものの、当該手帳に高齢任意加入の記載はなく、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年ごろから30年ごろまで
② 昭和31年ごろから34年10月ごろまで

私は、申立期間①はA社B出張所で、申立期間②は同社C出張所でいずれもD職として勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から、申立人は、申立期間①について、A社B出張所でD職として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社E支店に照会した結果、同社は、「当時の関連資料が無く、厚生年金保険料を給与から控除していたか否かは不明である。」旨回答している。

また、申立人は、「A社B出張所においてアルバイト又はパートとして勤務していた。」と主張しているが、A社B出張所及び同社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、健康保険整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人は、当時一緒に勤務していたとする複数の同僚の氏名を挙げているが、これらの同僚の氏名は、A社B出張所及び同社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できない。

2 申立期間②について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述から、申立人は、申立期間②について、A社C出張所でD職として勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿において、A社C出張所は、当時、厚生年

金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社E支店に照会した結果、同社は、「当時の関連資料が無く、厚生年金保険料を給与から控除していたか否かは不明である。」旨回答しており、申立人が一緒に勤務していたとする複数の同僚に照会したが、これらの同僚とされる者からは、申立期間②における申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

さらに、A社E支店F所、同社E支店及び同社G出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない。

加えて、前述の申立人が一緒に勤務していたとする複数の同僚についても、A社E支店F所、同社E支店及び同社G出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、氏名が確認できない。

- 3 このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険の各事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月 1 日から 56 年 2 月 1 日まで

私は、A事業所（現在は、B事業所）にC職として昭和 55 年 7 月 1 日に採用されたが、社会保険庁（当時）の記録では、56 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の記録となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所が保管する人事記録によると、申立人が昭和55年7月1日にC職としてA事業所に採用され、申立期間も継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業所番号等索引簿によると、A事業所は、申立期間においてD事業所の名称で厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、申立人のD事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和56年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している。

また、申立人の記憶する同僚、及びD事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間及び申立期間の前後の期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会した結果、これらの者は、「私はC職だったが、A事業所は、採用から約1年間は厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」、「私は前職を退職し、すぐにE職としてA事業所に採用されたが、採用と同時に厚生年金保険被保険者の資格を取得した記録となっていない。」とそれぞれ供述している。当該同僚について、前述の被保険者原票により確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得日とB事業所の保管する人事記録により確認できる採用日は必ずしも一致しない状況が認められる。これらの事実から判断すると、当時、事業主は、従業員について必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 597

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 1 日から 34 年 4 月 22 日まで
私は、申立期間において A 県に所在した B 社で C 職として D 業務に従事していたが、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が、B 社において D 業務に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、B 社に照会した結果、同社は、「当時の厚生年金保険被保険者に係る名簿を保管しているが、申立人の氏名は無いため、厚生年金には加入させていなかったことは確かである。」と回答しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名を確認することができない上、健康保険整理番号に欠番は無い。

また、申立人は同僚であったとする者について、姓のみの記憶を有しているが、これらの同僚と推認される関係者に事情を確認したところ、複数の同僚から、「事業所は必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていなかった。」旨の供述がなされており、前述の被保険者名簿において、申立期間当時、当該同僚と推認できる者が確認できないところから判断すると、当時、事業主は、従業員について必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。